

INDEX

○報酬算定・運営基準

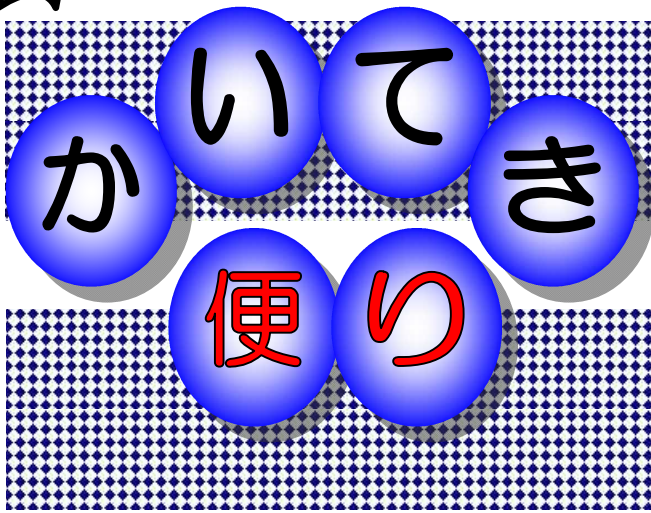
「平成24年4月介護報酬改定に係る加算等届出の提出期限について」
「介護職員処遇改善加算の届出について」
「介護職員による「たんの吸引」などについて」
「ユニット型個室の第3段階居住費等負担限度額の引下げ及び認定証の取扱いについて」

○お知らせ

「平成23年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告」をご提出ください。」
「介護サービス情報公表制度の見直しについて」
「居宅サービス等の基準についてのご意見をお聞かせください。」

○注意

「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」



平成24年4月1日発行 第93号

報酬算定・運営基準

○ **平成24年4月介護報酬改定に係る加算等届出の提出期限について**

平成24年4月介護報酬改定に係る加算等の届出について、平成24年4月1日から適用開始の場合、当初平成24年3月26日(月)を提出期限としておりましたが、『平成24年4月16日(月)必着』に変更します。

(2級ヘルパーのサービス提供責任者配置減算の適用除外届出については、平成24年5月1日(火)必着)
なお、これは報酬改定に係る特例の扱いであり、この場合、次の点にご注意ください。

- 4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合であること。
- 受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意が得られた場合に、4月1日にさかのぼって、加算を算定できることとする取り扱いとなること。
- なお、混乱を避けるため、その場合であっても、事業者は利用者に対し、ケアプランが事後的に変更され、加算がさかのぼって算定される可能性があることを、あらかじめ説明しておくことが望ましいこと。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・変更届・加算届等 > 加算届出様式
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan/index.html)

報酬算定・運営基準

○ **介護職員処遇改善加算の届出について**

平成24年4月からの介護報酬改定に伴い、介護職員処遇改善加算が創設されます。

なお、平成24年度に介護職員処遇改善交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等は、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給する予定です。この場合、各サービス事業者は、平成24年5月末までに所定の書類を指定権者に対し提出することになります。

また、広域型サービスについて、平成24年4月及び5月から新規に加算を算定する場合、加算算定の不要の申出をする場合及び加算算定の区分を変更する場合については、平成24年4月16日(月曜日)(必着)までに東京都へ届出をいただきますようお願いいたします。

届出先、提出書類等の詳細については、以下のホームページに掲載しておりますので御確認をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 高齢者 > 介護保険 > 介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善加算 お問い合わせ先】

TEL03-5320-4343 ※受付時間: 平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

○ 介護職員による「たんの吸引」などについて

平成24年4月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等は、医療と介護の連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引」などが実施できることとなります。

現在、既に一定の条件の下でたんの吸引等を行っている方は、新たに研修を受講しなくても、引続き、経過措置対象者としてたんの吸引等が実施できます。

経過措置対象者として「たんの吸引」など実施する場合は、東京都に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を、また、たんの吸引等を行う事業所は「登録特定行為事業者」としての登録が必要となります。

申請手続きなどの詳細は、4月中旬頃、東京都福祉保健局ホームページ及び東京都福祉保健財団ホームページ (<http://www.fukushizaidan.jp/>) に掲載する予定です。なお、登録日などは平成24年4月1日付けで行います。

【お問い合わせ先】介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

○ ユニット型個室の第3段階居住費等負担限度額の引下げ及び認定証の取扱いについて

平成24年4月から、ユニット型個室の居住費及び滞在費について、第3段階の利用者の負担限度額が1日当たり1,640円から1,310円に引下げられました。この改正に伴う、介護保険負担限度額認定証等の取扱いの詳細については、以下のホームページに掲載の介護保険最新情報 Vol.269 をご確認ください。

介護保険施設等におかれましては、対象となる利用者をご確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ>

介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報(厚生労働省通知)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課指導担当 TEL03-5320-4595

○ 平成23年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告」をご提出ください。

平成23年度分の介護職員処遇改善交付金を受給された事業者の方は、交付金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成24年5月31日(木曜日)となっております。実績報告書の様式、記入要領などについては、4月中旬頃に以下のホームページに掲載します。

なお、平成24年度分の介護職員処遇改善交付金(平成24年2月、3月サービス提供分)の実績報告は、平成24年7月31日(火曜日)が提出期限となっております。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】

TEL03-5320-4343 ※受付時間:平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

お知らせ

○ 「介護サービス情報公表制度の見直しについて」

今回の介護保険法改正により、公表制度の訪問調査について見直しが行われました。平成24年度からは、都の調査指針等に基づき、次のとおり変更されます。

- ・ 調査の周期 … 原則、6年に1回、定期的に訪問調査に伺います。(既存事業所については、平成24年度～29年度中に1回伺うことになります。)
- ・ 手数料 …… 定期的な訪問調査については、手数料をいただきません。(定期的な訪問調査の対象ではない事業所の希望により、調査を行う場合は手数料をいただきます。)

なお、調査票については毎年提出いただき、公表することに変更はありませんので、今後ともご協力をお願いいたします。詳細は以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 介護サービス情報の公表

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kouhyou/index.html)

【報告方法・公表内容のお問い合わせ先】東京都指定情報公表センター TEL 03-5206-8736

【本制度のお問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4590

お知らせ

○ 居宅サービス等の基準についてのご意見をお聞かせください。

地方分権一括法において、居宅(介護予防)サービスの基準は、都道府県の条例で定めることになりました。東京都では、平成24年度中に居宅(介護予防)サービスの基準の条例を制定する予定です。

条例制定にあたり現在の居宅サービス等の人員・設備運営基準に関するご意見をお聞かせください。

ご意見の受付期間・送付方法等については、今後4月上旬を目途に以下のホームページに掲載予定です。

【東京都福祉保健局ホームページの掲載予定先】 → 東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4593

注意

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(電動車いすハンドル型、電動車いすジョイスティック型、介護ベッド、介護ベッド用手すり)に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成24年2月24日～3月9日公表分。)詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、これまでに消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。福祉用具の適切な使用と事故防止にご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保にかかる注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)

【日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)】

(<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>)